

議第55号

令和3年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度滋賀県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 109,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 347,040千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

令和4年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 4,911	△ 千円 66	千円 4,845
	1 一般会計繰入金	4,911	△ 66	4,845
2 繰越金		111,700	102,918	214,618
	1 繰越金	111,700	102,918	214,618
3 諸収入		121,389	6,188	127,577
	1 県預金利子	89	△ 86	3
	2 貸付金元利収入	121,153	6,201	127,354
	3 雑入	147	73	220
歳入合計		238,000	109,040	347,040
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康医療福祉費		千円 238,000	△ 千円 150,600	千円 87,400
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	238,000	△ 150,600	87,400
2 予備費		—	259,640	259,640
	1 予備費	—	259,640	259,640
歳出合計		238,000	109,040	347,040